

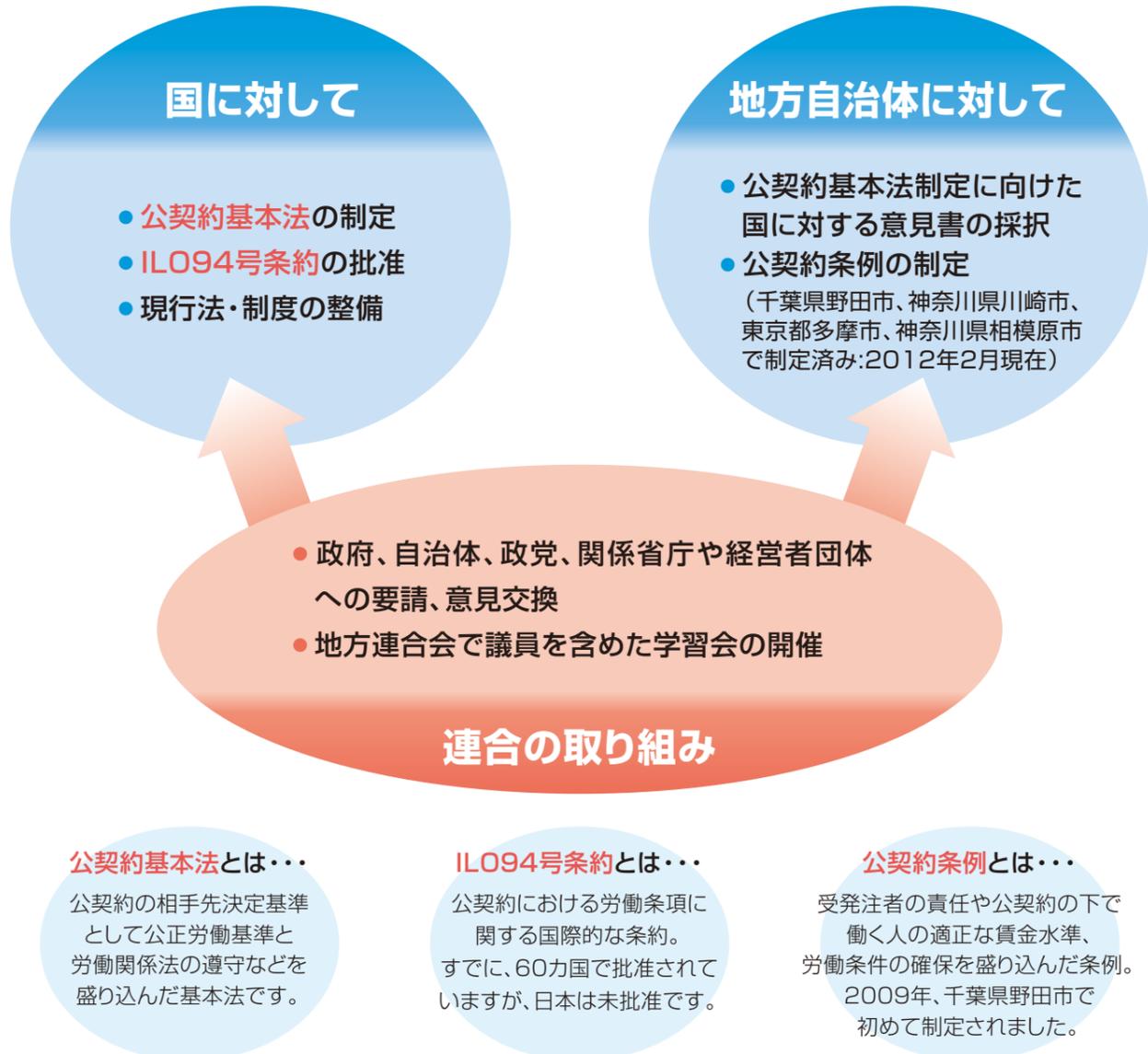
■ 連合の取り組み

「公契約条例制定に関するQ&A」・「公契約条例モデル(案)」を作成



連合は、様々な格差是正や底上げに取り組んでいます。「公契約における適正な労働基準の確保」、「法定最低賃金の引き上げ」、「公正な企業間取引の実現」などを重要な取り組みとして位置づけています。

2008年、連合は、「公契約に関する連合見解と当面の取り組み」を確認しました。以後、国における公契約基本法、地方自治体における公契約条例の制定などに取り組んできました。2009年に千葉県野田市で公契約条例が制定されたのに続き、複数の地方自治体で公契約条例が制定されるなど、昨今、その取り組みが実を結んでいます。



連合は、「公契約条例制定に関するQ&A」と「公契約条例モデル(案)」を作成し、ホームページに掲載しています。各地域の実情に合わせて、ご活用ください。



日本労働組合総連合会

URL <http://www.jtuc-rengo.or.jp>



公契約条例をつくらう

公契約の下で働く人の適正な賃金水準や労働条件を確保するための公正労働条項を盛り込んだ公契約条例制定の機運が高まっています。

■ 公契約とは?

国や地方自治体(県市区町村)の事業(工事、サービス、物の調達など)を民間企業などに発注・委託する際に結ぶ契約を公契約と言います。

■ 公契約は私たちの生活に密着

行政改革・規制緩和がすすみ、近年ではあらゆる部門にわたって民間委託が急増しています。そのため、公契約はあらゆる事業が対象となります。例えば...



病院の医療事務	建設業	保育園	施設のビルメンテナンス
斎場	鉄骨・橋梁の工事メンテナンス	公共施設管理	国有林業
水道メーター検針	介護・障がい者福祉施設	道路	上下水道などの工事・メンテナンス
机、椅子など備品の購入	ホームページの作成	印刷物の作成	自動車、バイクなどの購入
情報管理	制服、パソコンなどの資材の購入	など挙げればきりがありません。	

■ 公契約の流れ

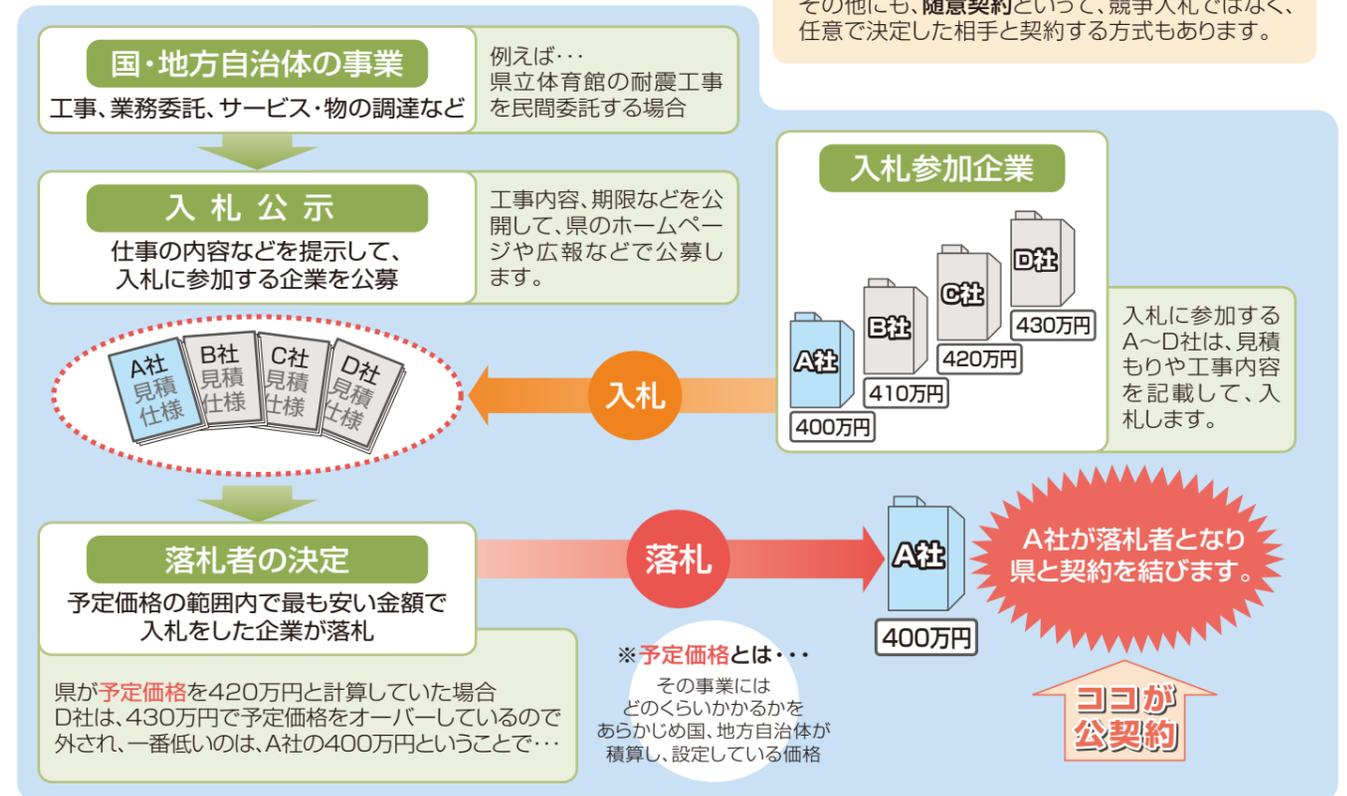
公契約を結ぶ相手は、談合防止等のため、多くの場合、競争入札で決定します。競争入札の仕組みは下図のとおりです。

競争入札制度には2種類あります

①一般競争入札
仕事・契約内容を公開して参加申込を募集し、条件を満たす希望者すべての競争により契約者を決める方式

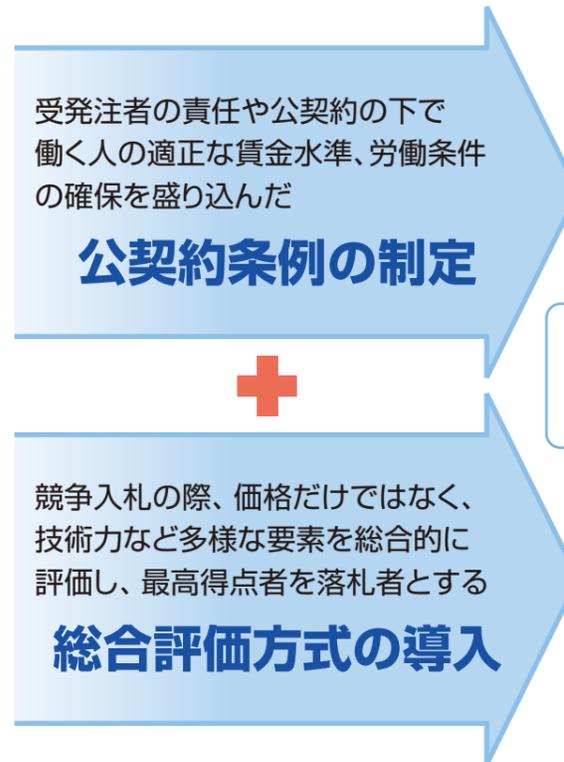
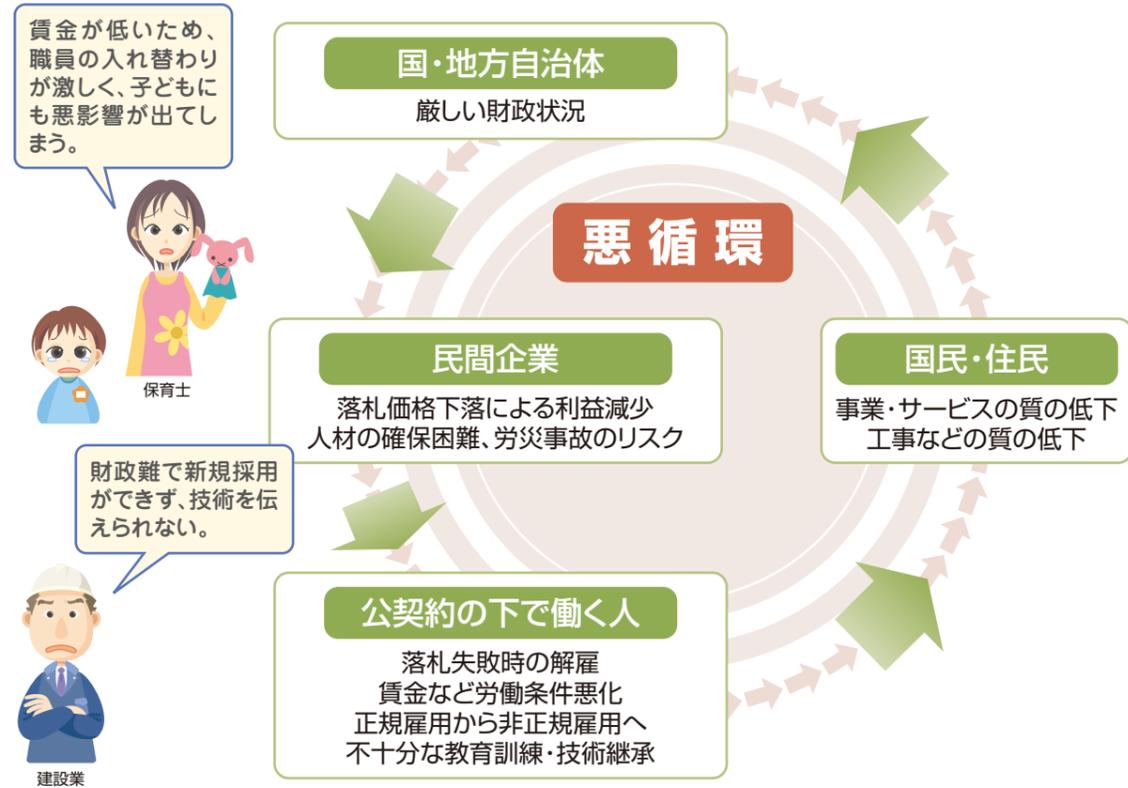
②指名競争入札
発注者側が指名した者のみの競争により契約者を決める方式

その他にも、随意契約といって、競争入札ではなく、任意で決定した相手と契約する方式もあります。



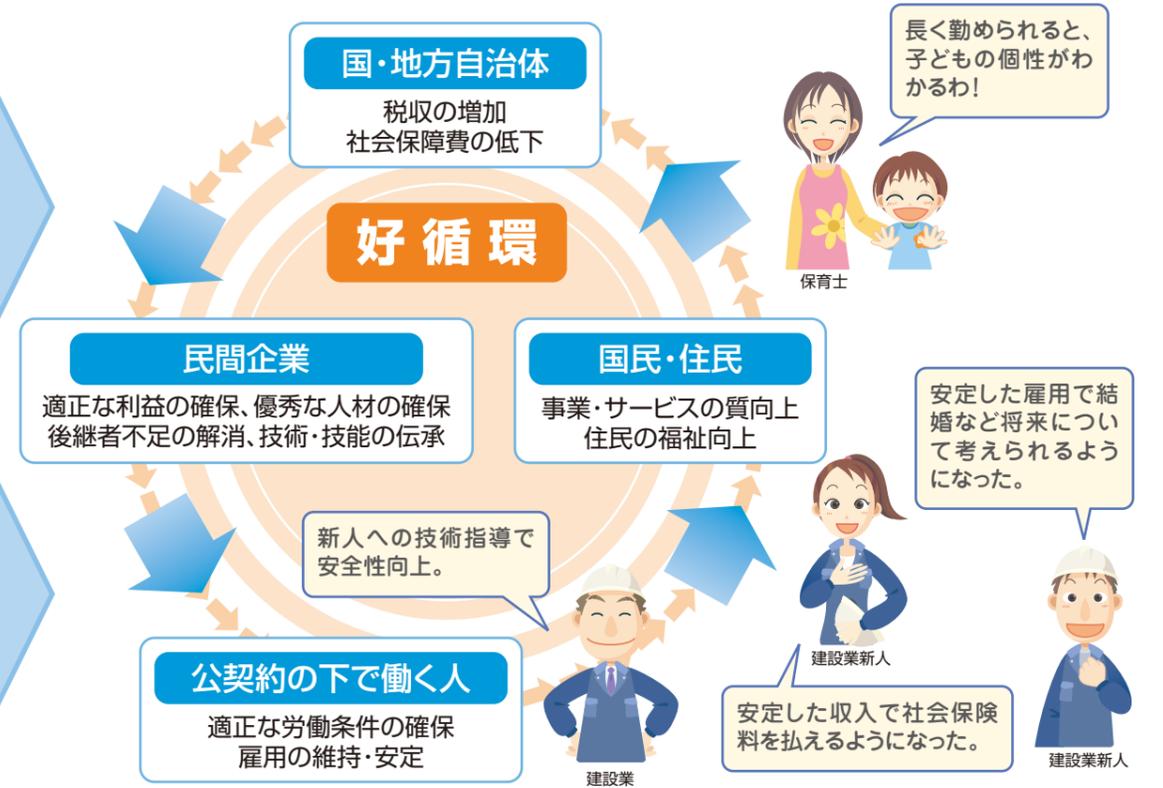
競争入札をめぐる課題

競争入札では、厳しい財政状況にある国や地方自治体の発注量が減少し、小さくなったパイを獲得するために安値競争が激化した結果、落札価格の下落が続いています。過当競争は、事業やサービスの質の低下と、公契約の下で働く人の賃金・労働条件の悪化をもたらしています。また、賃金・労働条件の悪化は、予定価格の下落につながり、さらなる安値競争による落札価格の下落、事業やサービスの質の低下を招くという、悪循環が生じています。



地域経済の発展につなげよう

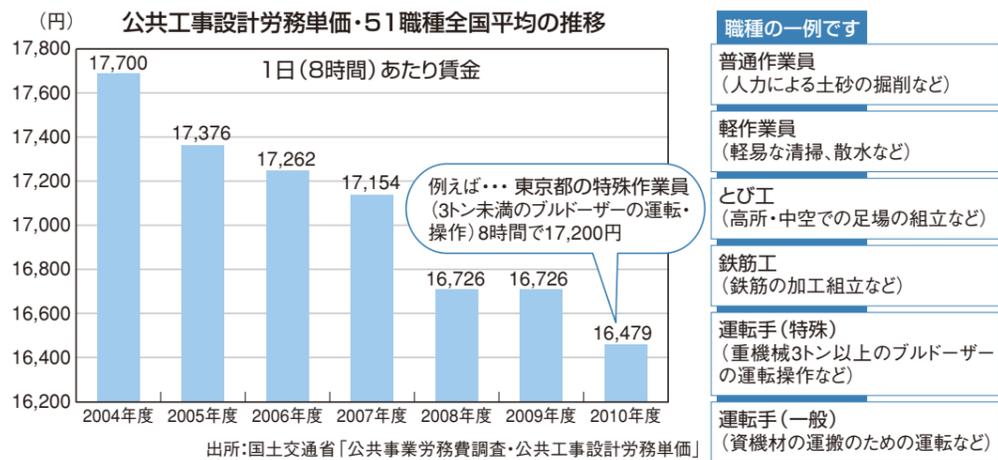
公契約に基づく事業やサービスの質を向上させ、地域経済の健全な発展を図ることこそが、公契約条例制定の目的です。この目的を達成する手段として、公契約の下で働く人の雇用や労働条件の維持・向上が欠かせません。また、雇用・労働政策以外にも、例えば、災害時協定、地域産資材の使用、地元企業の活用などを公契約の相手方決定の基準とすることにより、住民の福祉向上につながる様々な政策実現に公契約を活用できます。



公契約の現状

年々低下する公共工事で働く人の賃金

国土交通省では、毎年、公共工事で働く人の賃金を調査し、それを基に都道府県、職種ごとに8時間あたりの金額（設計労務単価）を設定しています。国、地方自治体が公共事業を発注する際の予定価格を決める基準としていますが、設計労務単価は、年々下がってきており、公共工事で働く人の賃金が低下を続けています。



職種の一例です

- 普通作業員 (人力による土砂の掘削など)
- 軽作業員 (軽易な清掃、散水など)
- とび工 (高所・中空での足場の組立など)
- 鉄筋工 (鉄筋の加工組立など)
- 運転手(特殊) (重機械3トン以上のブルドーザーの運転操作など)
- 運転手(一般) (資機材の運搬のための運転など)

※2007年度までは、50職種(2008年からは交通誘導員を廃止し、交通誘導員AとBを新設)
 ※公共工事の工事費の積算に用いるためのもので、下請契約などにおける労務単価を拘束するものではない
 ※時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または、作業内容を超えた労働に対する手当などは含まれていない

総合評価方式の評価項目の例

公契約を締結する相手方を決める際、価格以外にも次のような要素を評価項目として導入している地方自治体もあります。

- 地域産資材の使用の有無
- 市内在住の職員数
- 市内の主たる営業所の有無
- 地元企業の活用(下請け発注)度合い
- 除雪作業への協力の有無
- 男女平等参画への取り組みの有無
- 障がい者雇用への取り組みの有無

どのような要素を評価項目とするのか、各評価項目に対してどのように点数配分をするのかは、地方自治体の裁量に委ねられています。たとえ、評価項目に公正労働基準が掲げられていても、価格等その他の評価項目で高得点を得ることができれば、労働条件に配慮しない事業者でも落札することができます。

したがって、総合評価方式の導入に加え、公契約条例の制定が必要なのです。

総合評価方式の導入状況

一般競争入札の本格導入が市区町村でも過半数に達しており、安値競争の激化は市区町村レベルまで広がってきています。

総合評価方式については、試行導入は増えてきました。一方、本格導入は、政令指定都市でも過半数に満たず、市区町村にいたっては約7%にすぎません。安値競争に歯止めをかけるには不十分です。

